

月報のへじ

令和 7年 6月号



管内有効求人倍率のうごき（パートを含む全数）



ハローワークのへじ

野辺地公共職業安定所

〒039-3128

青森県上北郡野辺地町字昼場12-1

電話 0175-64-8609

ハラスメントのない職場
あかるい職場応援団
『ハローホッター』です
☆☆☆



発行日令和7年6月27日

○ 職業紹介状況

月 別 区 分		令和7年5月	令和6年5月	対前年同月比(%)
新規求人数	パートを含む全数	383	524	▲ 26.9
	うち常用＋常用パート	349	491	▲ 28.9
	うち常用パート	33	66	▲ 50.0
新規求職者数	パートを含む全数	163	159	2.5
	うち常用＋常用パート	160	158	1.3
	うち常用パート	53	57	▲ 7.0
有効求人数	パートを含む全数	1,053	1,270	▲ 17.1
	うち常用＋常用パート	987	1,207	▲ 18.2
	うち常用パート	169	221	▲ 23.5
有効求職者数	パートを含む全数	815	855	▲ 4.7
	うち常用＋常用パート	790	828	▲ 4.6
	うち常用パート	313	334	▲ 6.3
紹介件数	パートを含む全数	118	129	▲ 8.5
	うち常用＋常用パート	107	117	▲ 8.5
	うち常用パート	34	37	▲ 8.1
就職件数	パートを含む全数	67	58	15.5
	うち常用＋常用パート	62	53	17.0
	うち常用パート	26	25	4.0
充足数	パートを含む全数	68	75	▲ 9.3
	うち常用＋常用パート	62	72	▲ 13.9
	うち常用パート	16	25	▲ 36.0
新規求人倍率	パートを含む全数	2.35	3.30	▲ 0.95
	うち常用＋常用パート	2.18	3.11	▲ 0.93
	うち常用パート	0.62	1.16	▲ 0.54
有効求人倍率	パートを含む全数	1.29	1.49	▲ 0.20
	うち常用＋常用パート	1.25	1.46	▲ 0.21
	うち常用パート	0.54	0.66	▲ 0.12
就職率	パートを含む全数	41.1	36.5	4.6
	うち常用＋常用パート	38.8	33.5	5.3
	うち常用パート	49.1	43.9	5.2
充足率	パートを含む全数	17.8	14.3	3.5
	うち常用＋常用パート	17.8	14.7	3.1
	うち常用パート	48.5	37.9	10.6

※求人倍率、就職率、充足率はポイント値

○ 求人募集賃金・求職者希望賃金情報

職 種 \ 賃 金	求 職 希 望 賃 金 (千 円)			求人平均賃金(千円)
	計	男	女	
管理的職業	0	0	0	294
専門的・技術的職業	378	267	416	269
事務的職業	190	174	199	207
販売の職業	158	190	143	240
サービスの職業	185	213	170	218
保安の職業	200	200	0	209
農林漁業の職業	157	165	140	225
生産工程の職業	236	327	168	242
輸送・機械運転の職業	267	267	0	240
建設・採掘の職業	217	217	0	249
運搬・清掃・包装等の職業	165	168	150	187

○ 雇用保険適用状況

区 分 \ 月 別		令和7年5月	令和6年5月	対前年同月比(%)
事 業 所 関 係	新規適用事業所数	2	2	0.0
	廃止事業所数	4	1	300.0
	月末現在適用事業所数	1,093	1,101	▲ 0.7
被 保 険 者 関 係	資格取得者数	348	442	▲ 21.3
	資格喪失者数	190	219	▲ 13.2
	月末現在被保険者数	19,510	19,468	0.2
離 職 票 交 付 件 数		153	179	▲ 14.5

○ 雇用保険給付状況

区 分 \ 月 別		令和7年5月	令和6年5月	対前年同月比(%)
一 般 求 職 者 給 付 金	受給資格決定件数	55	69	▲ 20.3
	受給者実人員	142	206	▲ 31.1
	支給金額(千円)	18,349	24,988	▲ 26.6
高 年 齢 求 職 者 給 付 金	受給資格決定件数	32	35	▲ 8.6
	受給者数	43	35	22.9
	支給金額(千円)	9,101	7,363	23.6
特 例 一 時 金	受給資格決定件数	1	1	0.0
	受給者数	3	5	▲ 40.0
	支給金額(千円)	614	1,082	▲ 43.3
再 就 職 手 当	支給人員	21	25	▲ 16.0
	支給金額(千円)	9,895	10,419	▲ 5.0

※令和7年5月の受給資格決定件数は速報値であり、修正があり得る。

ハラスメント対策・女性活躍推進 に関する改正ポイントのご案内

I：ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- **カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります！**

（施行日：公布後1年6か月以内の政令で定める日）

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の**3つの要素をすべて満たすもの**です。
 - ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
 - ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、③労働者の就業環境を害すること。
 - 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応・抑止のための措置
- ※ 自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主が講じる事実確認等の措置の実施に関して必要な協力が求められた際は、事業主はこれに応じるよう努めるものとされています。
- ※ カスタマーハラスメント対策を講ずる際には、当然ながら、消費者の権利等を阻害しないものでなければならず、また、障害者差別解消法の合理的配慮の提供義務を遵守する必要があります。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

いわゆる「就活セクハラ」

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針において示す予定です。
 - ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発（例：面談等を行う際のルールをあらかじめ定めておくこと等）
 - ・相談体制の整備・周知
 - ・発生後の迅速かつ適切な対応（例：相談への対応、被害者への謝罪等）

★ これらのハラスメントに関する国、事業主、労働者、顧客等（カスタマーハラスメントのみ）の責務も明確化します。

※ カスタマーハラスメントや求職者等に対するセクシュアルハラスメントは行ってはならないものであり、**事業主・労働者・顧客等の責務**として、他の労働者に対する言動に注意を払うよう努めるものとされています。

ハラスメントのない職場の実現に向けた国の啓発活動を強化します！

改正法では、国の責務として、職場におけるハラスメントを行ってはならないことについて国民の規範意識を醸成するために、国が啓発活動を行う旨が定められました。職場におけるハラスメントについて、情報発信等の取組の充実を図ってまいります。

事例動画など役立つコンテンツを掲載

あかるい職場応援団 HP

検索